

名古屋港管理組合物品等電子調達実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋港管理組合（以下「本組合」という。）が、あいち電子調達共同システム（物品等）を利用して行う物品の買い入れ、借り入れ又は役務の提供等に係る調達の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム（物品等）

県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加資格申請や電子入札等をインターネットを利用して行う情報システムの総称をいう。

(2) 入札参加資格申請システム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造・販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

(3) 電子入札システム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

(4) 入札情報サービスシステム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。

(5) 電子入札

電子入札システムを利用して執行する入札をいう。

(6) 紙入札

電子入札によらず書面により執行する入札をいう。

(7) オープンカウンタ（公開見積競争）

電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。

(8) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書及

び商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

(9) ID

電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、本組合へ入札参加資格申請を行い、入札参加資格者名簿登載後交付される識別符号をいう。

(10) 執行担当者

発注機関において、電子入札システムを利用する入札案件の、案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員をいう。

(11) 電子くじ

電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(12) 発注者

名古屋港管理組合管理者をいう。

(電子入札の対象)

第 3 条 電子入札の対象となる契約方式は次に掲げるものとする。ただし、発注者が電子入札に付することが適当でないと認めるものは除くものとする。

- (1) 一般競争入札（総合評価一般競争入札を除く。）
- (2) 事後審査方式一般競争入札
- (3) 指名競争入札（総合評価指名競争入札を除く。）
- (4) 随意契約（オープンカウンタに限る。）

(電子入札システムを利用できる者)

第 4 条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、入札参加資格者名簿に登載された者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の名簿登載後、入札参加資格申請システムより交付される ID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用し電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。

ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更している場合は、再度の変更は要しない。

(ICカードの登録)

第 5 条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、有効な IC カ

ードを取得し、電子入札システムに当該ＩＣカードの登録を行わなければならない。

- 2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みのＩＣカードが失効した場合又はＩＣカードを更新した場合、次の各号によりＩＣカードの登録を行わなければならない。

- (1) 登録済みのＩＣカードが失効した場合

新たに取得したＩＣカードにより再度ＩＣカードの登録を行う。

- (2) ＩＣカードを更新した場合

登録済みのＩＣカード及び新たに取得したＩＣカードを用いてＩＣカードの更新の登録を行う。

(ＩＣカードの名義人)

第6条 ＩＣカードの名義人は、本組合の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から本組合の入札に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)がいる場合は、受任者とする。

- 2 ＩＣカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更の手続を行うとともに、前条第2項第2号の方法により新たな名義人のＩＣカードに更新しなければならない。

- 3 電子入札参加者が、他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとする等、ＩＣカードを不正に使用した場合、発注者は、その者が行った入札の無効、契約解除等の措置を取ることができる。

(案件登録等)

第7条 発注者は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

(競争入札参加資格確認申請書の提出)

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより当該入札に参加するために必要となる資格を有することを証明する書類を添付し、電子署名及び電子証明書(以下「電子署名等」という。)を付した競争入札参加資格確認申請書(様式1)を申請期間内に発注者へ提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第9条 発注者は、前条の競争入札参加資格確認申請書を受領したときは、入札参加資格者名簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書(様式2)を電子入札システムにより送信するものとする。

- 2 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

(指名の通知)

第 10 条 発注者は、指名競争入札を実施しようとするときは、名古屋港管理組合財務規則第 147 条第 2 項に掲げる事項を記載した指名通知書（様式 3）を電子入札システムにより送信するものとする。

- 2 指名の通知を受けた者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

(入札書の提出)

第 11 条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書（見積書を含む。第 21 条に規定する再度入札にあつては、再入札書。以下同じ。）を作成し電子署名等を付した上で、入札受付期間内に発注者へ提出しなければならない。

ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札システムより見積用暗証番号を入力するものとする。

(紙入札の承認)

第 12 条 電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者（以下、「紙入札参加希望者」という。）は、入札受付期間終了時までに紙入札参加承認願（様式 4）（以下「承認願」という。）により発注者の承認を得るものとする。

- 2 第 1 項の規定により承認願の提出があった場合は、発注者は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

- (1) ICカードの新規取得手続中の場合

- (2) ICカードの失効又は ICカードの名義人に退職、異動等の事由により、ICカード取得手続中の場合

- (3) パソコン等の障害又は ICカードの破損等により電子入札システムの利用が不能となり、電子入札における所定の期日までに障害の復旧又は状況が改善される見込みがなく、発注者がやむを得ないと認める場合

- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があるものと認められる場合

- 3 紙入札での参加の承認にあたり、発注者は紙入札参加希望者が前項第 1 号及び第 2 号に該当する場合は ICカードの取得手続中であること、第 3 号に該当する場合は紙入札参加希望者の ICカードが電子入札システムに登録されていることを確認するものとする。

- 4 発注者は、紙入札での参加を承認する場合は紙入札承認通知書（様式 5）によ

り、不承認の場合は紙入札不承認通知書（様式6）により不承認の理由を明らかにして、それぞれ通知しなければならない。

- 5 紙入札の承認を受けた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、承認後の電子入札システムによる手続は認めないものとする。なお、紙入札参加者が承認前に電子入札システムにより行った手続は有効なものとして取り扱う。

（紙入札の取扱い）

第13条 紙入札の承認願、書面による競争入札参加資格確認申請書、入札書の提出場所、提出方法については、案件ごとに発注者が指示するものとする。

- 2 書面による競争入札参加資格確認申請書、入札書の受付期間については、特段の指示のない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。

（入札の辞退）

第14条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより、発注者へ辞退届（様式7の1）（第21条に規定する再度入札にあっては、再入札辞退届（様式7の2））を提出するものとする。

ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に書面により発注者へ辞退届を提出するものとする。

- 2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

（入札の中止）

第15条 発注者は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

- 2 前項の規定により、入札を中止した場合、発注者は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

（開札予定日時等の変更）

第16条 発注者は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札システムにより日時変更通知書（様式8）を送信するものとする。

（開札）

第17条 開札は、当該入札事務に関係のない職員の立会いのうえで、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

- 2 紙入札がある場合、執行担当者は、入札金額及び電子くじ番号を電子入札シス

テムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

3 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第 18 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号（任意の 3 桁の数値）を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(落札者の決定の通知)

第 19 条 落札者を決定した場合は、発注者は入札参加者に対し、電子入札システムにより落札決定通知書（様式 9）を送信するものとする。

(保留の通知)

第 20 条 発注者は、開札後ただちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書（様式 10）を送信するものとする。

(再度入札)

第 21 条 開札をした場合において、入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度の入札を行うことができる。

2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに発注者が指定し、電子入札システムにより再入札通知書（様式 11）を送信するものとする。

3 再度入札の回数については、2 回までの範囲内で案件ごとに発注者が定めるものとする。

4 次の各号に該当する者は、再度入札に参加することはできない。

(1) 辞退届を提出した者

(2) 入札書を提出しなかった者

(3) 入札を無効とされた者

(4) 最低制限価格を設定した案件で、最低制限価格未満の価格による入札書を提出した者

5 前項第 3 号及び第 4 号に該当する者について、発注者が再度入札に参加できる旨を入札公告等により定めた場合は、前項の規定にかかわらず、再度入札に参加することができる。

ただし、紙入札により実施するものとする。

- 6 前項までの規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないこととする。

(不調)

- 第 22 条 発注者は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより不調通知書（様式 12）を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

- 第 23 条 紙入札参加者に対する第 16 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条第 2 項及び第 22 条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

- 第 24 条 発注者は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

(電子入札システムによる提出)

- 第 25 条 電子入札システムにより送信された競争入札参加資格確認申請書、入札書、辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

- 2 電子入札参加者は、これらのサーバへの到達を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するようにしなければならない。

(電子ファイルの提出)

- 第 26 条 電子入札参加者は、発注者へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

- 2 前項の電子ファイルの容量は 3 MB を上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、ZIP 形式に限定するものとする。自己解凍方式（EXE 形式）は、これを認めない。

- 3 第 1 項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は別表のとおりとする。

- 4 電子入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。

- 5 執行担当者は、電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧

等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウィルス駆除が可能と執行担当者が判断するときに限り認めるものとする。

- 6 電子ファイルによる送信ができない場合については、発注者の指示するところにより、郵送又は持参により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

(障害時等の対応)

第 27 条 案件登録後、発注者の使用に係る電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと発注者が判断したときは、電子入札を中止又は紙入札へ変更することができる。

- 2 紙入札へ変更する場合は、執行担当者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で以下の点を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書(様式 13)により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと
- (2) 既に完了している電子入札システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと
- (3) 既に送信された入札書は無効とすること
- (4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項

- 3 紙入札に変更する理由がシステム障害によるものではなく、電子入札システムにより送信された入札書は有効なものと発注者が判断する場合は、前項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、既に送信された入札書を有効として取り扱うものとする。

(その他)

第 28 条 この要領に定めのない事項は、総務部会計課長が取扱を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の名古屋港管理組合物品等電子調達実施要領第 12 条及び第 21 条の規定

は、この要領の施行の日以降に入札公告又は指名通知される入札案件から適用する。

別表（第 26 条関係）

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Microsoft Word2007 以降で作成し「Word 文書」形式で保存したファイル
Microsoft Excel	Microsoft Excel2007 以降で作成し「Excel ブック」形式で保存したファイル
その他	・テキストファイル（TXT※又は CSV※形式） ・PDF ファイル（Adobe Acrobat で作成したもの） ・画像ファイル（JPEG 又は GIF 形式） ・その他発注者が特別に認めたファイル形式及びバージョン

※ TXT 形式は、Windows 付属のメモ帳により開封できるものに限る。

CSV 形式は、Microsoft Excel で開封できるものに限る。

様式1（第8条関係）

年 月 日

競争入札参加資格確認申請書

名古屋港管理組合管理者 様

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る入札に参加したいので、競争入札参加資格を確認してください。
なお、申請内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称

様式 2（第 9 条関係）

年 月 日

競争入札参加資格確認通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名 様

名古屋港管理組合管理者

先に申請のありました下記案件に係る競争入札参加資格については、次のとおり確認しました。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
入札受付期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
開札日時 年 月 日 時 分
備考
競争入札参加資格の有無
理由

様式3（第10条関係）

年 月 日

指 名 通 知 書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名 様

名古屋港管理組合管理者

指名競争入札を下記のとおり行いますので、案件内容を確認の上、入札に参加してください。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
質問申請期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
同等品申請期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
入札受付期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
開札日時 年 月 日 時 分
納期（履行期間） 年 月 日
納入場所（履行場所）
備考

様式 4（第 12 条関係）

紙入札参加承認願

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

氏 名

（名称及び代表者職氏名）

下記 1 の電子入札案件については、下記 2 の理由により電子入札システムを利用しての入札参加（見積書提出）ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1 案件名称

2 電子入札システムで参加できない理由

様式 5（第 12 条関係）

紙入札承認通知書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合管理者

年 月 日付けで承認願の提出されました下記案件への紙入札参加を承認
します。

記

1 案件名称

2 紙入札に関する事項

- (1) 入札（見積）受付期間
- (2) 入札書（見積書）提出場所
- (3) 開札日時
- (4) その他必要事項
 - ・ (1) の日時に入札書を持参のうえ (2) の入札場所までお越しください。
 - ・ (1) の日時までに見積書を作成し、(2) の場所まで提出してください。
 - ・ 入札書（見積書）の欄外に、くじ番号（3桁の任意の数値）を忘れずに記入してください。

様式 6（第 12 条関係）

紙入札不承認通知書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合管理者

年 月 日付けで承認願の提出されました下記案件への紙入札参加は承認
しません。

記

1 案件名称

2 不承認の理由

様式 7 の 1 （第 14 条関係）

年 月 日

辞退届

名古屋港管理組合管理者 様

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る入札を辞退します。

記

案件番号	
調達整理番号	
案件名称	
入札執行回数	回目

様式 7 の 2 （第 14 条関係）

年 月 日

再入札辞退届

名古屋港管理組合管理者 様

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る再入札を辞退します。

記

案件番号	
調達整理番号	
案件名称	
入札執行回数	回目

様式 8（第 16 条関係）

年 月 日

日時変更通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名 様

名古屋港管理組合管理者

下記案件については、次のとおり日時の変更をします。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
（入札）執行回数 回目
入札（見積）受付期間 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
開札日時 年 月 日 時 分
理由

様式 9（第 19 条関係）

年 月 日

落札決定通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名 様

名古屋港管理組合管理者

下記案件については、次のとおり落札者を決定しました。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
開札日時 年 月 日 時 分
落札者
落札金額 円

様式 10（第 20 条関係）

年 月 日

保留通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名 様

名古屋港管理組合管理者

下記案件については、落札の決定を保留します。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
（入札）執行回数 回目
理由

様式 11（第 21 条関係）

年 月 日

再入札通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名 様

名古屋港管理組合管理者

下記案件については、次のとおり再入札を行いますので、入札受付期間内に再入札書を提出してください。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
入札執行回数 回目
入札受付期間 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
開札日時 年 月 日 時 分
入札最低金額 円
理由

様式 12（第 22 条関係）

年 月 日

不調通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名 様

名古屋港管理組合管理者

下記案件については、不調となりました。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
（入札）執行回数 回目
理由

様式 13（第 27 条関係）

入札方法変更通知書

第 年 月 日 号

名古屋港管理組合管理者

下記の入札について、名古屋港管理組合物品等電子入札実施要領第 28 条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

1 案件名称

2 既に完了している書類の送受信について

- （1）既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱います（入札（見積）書は除く）。
- （2）既に送信された入札（見積）書は無効とし、開札は行いません。
- （3）既に入札（見積）書を送信した方は改めて入札（見積）書を提出してください。

3 紙入札に関する事項

- （1）入札（見積書提出）日時
- （2）入札（見積書提出）場所
- （3）その他